少子化対策について

平成26年10月2日 内閣府政策統括官 (共生社会政策担当)

 1. 新しい少子化社会対策大綱の策定 	• • • • 1
2. 地域少子化対策強化交付金	4
│ │3.子ども・子育て支援新制度 │	• • • • 8
 4. 結婚・子育て資金信託贈与税制(仮称) 	• • • • 13

討 内 容

ル

検

少子化対策の検討について

少子化対策部局

担当 : 有村大臣

- 「少子化社会対策大綱」を 平成26年度中に策定。
- ※少子化社会対策基本法(H15) に基づき、閣議で決定。
- ※森前大臣の下、少子化危機突破タス クフォースで少子化対策を議論。昨年 6月の「少子化危機突破のための緊 急対策 ((少子化社会対策会議決定) として結実。

本年5月にも取りまとめを行った。

まち・ひと・しごと創生本部

担当 : 石破大臣

- •50年後に1億人程度の人口を維 持するため、「人口減少克服・地 方創生」という構造的な課題に正 面から取り組む。
- 「若い世代の結婚・出産・子育て の希望をかなえる」ことも検討項 目の一つ。集中的に検討を進め、 改革を実行に移す。

「選択する未来」委員会

担当 : 甘利大臣 委員長: 三村明夫

- ・「50年後に1億人程度の安定した人 口構造を保持することを目指す」との 中間整理
- ・今後、人の活躍、地域の未来、成長・ 発展に係る重点課題と中長期的な政 策枠組みの在り方について、掘り下げ た議論を進め、最終報告を取りまとめ

検 骨太方針2014で「大綱を平成26年度 討ス 中に策定」 ケジュ 有識者検討会設置 10月めど

年度内 取りまとめ 大綱閣議決定

- 〇 9月3日に本部を設置。
- 〇 9月12日に基本方針策定。

有識者会議も設置

年内に「長期ビジョン」と「総合 戦略」を決定。

- 〇1月に経済財政諮問会議の下に 「選択する未来」委員会設置。
- 〇5月 中間整理
 - → 骨太の方針に反映

11月を目途に最終報告取りまとめ

新しい少子化社会対策大綱の策定について

〇 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)(抄)

(施策の大綱)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

- ※ 少子化社会対策大綱 (平成16年6月4日閣議決定)
- ※ 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)
- 〇 経済財政運営と改革の基本方針2014~デフレから好循環拡大へ~ (平成26年6月24日閣議決定)(抄)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

(4)少子化対策

新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。

少子化危機突破タスクフォース(第2期)取りまとめ(概要)

I. これまでの議論及び成果

昨年6月に少子化社会対策会議決定された「少子化危機突破のための緊急対策」に基づき、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進し、予算・ 法律等で一定の成果が表れ始めている。

(具体的な成果について)

- ・25年度補正予算及び26年度当初予算における地域少子化対策強化交付金や妊娠・出産包括支援モデル事業など新規事業の創設や既存事業の拡充
- ・次世代育成支援対策推進法の延長・強化・国立成育医療研究センターにおける不妊外来の初診患者の年齢低下

Ⅱ. 今後の取り組むべき課題と進むべき方向性

1 都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策

- ・子育て支援の充実に加え、地域活性化、若者の雇用対策、定住促進等の関連政策
- との連携など、都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策に、国と地方自治体、都道府県と基礎自治体がそれぞれ連携し一体となり取り組むことが必要
- ・地方独自の取組を可能とするための財源確保に努めるとともに、自治体間の連携や、 先進的な取組の全国展開が必要

2 少子化対策のための財源の確保

- ・少子化対策を未来への投資として、まずは対GDP比2%増を目指し財源の更なる確保が必要
- ・負担と支援を「見える化」し、国民の少子化対策への理解を深めることが重要
- ・子ども・子育て支援新制度において質・量の充実を図るために必要な財源の確保が
- 3 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域少子化対策 強化交付金の延長・拡充

必要

- ・地域少子化対策強化交付金について平成27年度以降も継続及び拡充が必要
- ・先進事例の全国展開、評価の実施等により、交付金の効果を最大限発現させることが重要

4 妊娠・出産等に関する正確な情報提供

- ・①医学的・科学的に正しい情報提供、②個人の自由な選択を尊重する、③社会的関心の喚起をはかる、④誰もが正しい情報にアクセスできる環境、の4点に留意した情報提供が重要
- 5 少子化危機突破の認識共有に向けて
- ・社会全体における認識共有に向けて、行政を始めとして、国民、企業、学校、メディアなど全てのステークホルダー(関係者)の意識改革が重要
- ・企業における認識共有に向けて、特に企業トップの意識改革が重要。若い社員が結婚し、子育でできる職場環境の整備に努める
- 6 施策の整理・検証(「CAPD」サイクル)の実施
- ・関連施策について整理、検証し、効果的・効率的なものにしていくことが重要。「CAP D」サイクルを継続的に実施し、「見える化」するための仕組みの構築が必要

7 少子化対策の目標のあり方の検討

- ・施策の効果検証や国民の意識改革の観点から何らかの目標設定は必要
- ・目標の設定に当たっては、国民全体、また家族に関わるものであることに留意し、 国民の理解と賛同を得られ、子どもの最善の利益を追求するものとなるよう十分な 配慮が重要

Ⅲ.今後に向けた提言

〇提言1 新しい大綱の策定に向けた検討

政府全体で取り組む総合的な指針として、新しい少子化社会対策の大綱の策定に向けた検討に早期に着手

〇提言2 少子化対策集中取組期間の設定と施策の総動員と財源の確保

少子化対策に集中的に取り組む期間の設定とともに、「CAPD」サイクルを回す仕組みの構築を目指す。また、従来の子育て支援を中心とした少子化対策のみならず、関連政策との 連携など、施策を総動員した、政府内に戦略本部を置くなど政府を挙げた抜本的な少子化対策を目指す。あわせて、まずは現在の対GDP比約1%の倍に当たる対GDP比2%を目指す。

〇提言3 残された課題に対する議論の深化

少子化対策における目標の設定については、施策の効果検証や国民の意識改革の観点から必要である。個々人が希望する年齢に結婚でき、かつ、希望する子どもの数と生まれる子どもの数との乖離をなくしていくための環境整備は、国民の理解や賛同が得られるものとして目標の一つとなり得る

(平成26年5月26日決定)

地域少子化対策強化交付金(30.1億円)

- ※平成25年度補正で全国知事会等からの強い要望もあり創設。平成27年度も継続・拡充について強い要望があり、 概算要求中。
- ※45都道府県、189市区町村について、交付決定済。

我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行うことを目的に、 地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援する。

切れ目な い支援

結婚

妊娠

出産

育児

結婚~育児までの切れ目ない支援を行うための仕組みの構築

- 切れ目なく支援するための総合的な体制の確立(専門人材の養成、掘り起し、登録等)
- ・地域一体となって支援を行うための関係者間の連携の仕組みの構築 等

結婚に向けた 情報提供等

- 知識や体験を付与するため の啓発・情報提供
- ・相談体制の構築
- 結婚や家族を持つことの意義 の啓発

奸婦健診

妊婦訪問

両親学級

妊娠・出産に 関する情報提供

- ・不妊を含む妊娠・出産に関 する正しい知識の情報提供
- 相談体制の構築

乳児家庭 全戸訪問

乳幼児健診

等

結婚・妊娠・出産・育児 をしやすい地域づくりに 向けた環境整備

- ·人材育成·啓発·情報提供
- ・関係者のネットワークの構築
- ・先進事例を情報収集・分析

等

産前・産後サポート事業、産後ケア事業等 (厚生労働省モデル事業)

は、交付金を活用

は、既存事業や厚生労働省のモデル事業であり、これら事業とも連携しつつ交付金を活用 4

地域少子化対策強化交付金の事業例

※ 市町村事業を含む

結婚~育児までの切れ目ない支援を行うための仕組みの構築

結婚に向けた 情報提供等

妊娠・出産に 関する情報提供

結婚〜育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備

【兵庫県】

■結婚・妊娠・出産・育児までを 網羅した支援人材の育成

結婚から育児までを網羅した独自の研修プログラムを、地元大学の協力を得て作成するとともに、このプログラムを用いて、結婚から育児までの総合的な支援ができる人材を養成する。

【富山県】

■結婚力向上人材育成プロジェ クト

独身者を支援する「なんとおせっ会」会員である結婚サポーターを対象として、独身者の適性を把握した婚活カルテに基づいた相談対応力を向上させる研修会を実施し、結婚に向けたきめ細やかなサポートを行う。

【福井県】

■働く女性が利用しやすい相談 窓口の開設、出前講座の開催

働く女性が妊娠・出産について 気軽に相談できるよう、土日に 相談窓口を開設するとともに、 事業所に出向いて妊娠・出産に 関する正しい知識についての出 前講座を実施する。

【山形県】

■妊娠期からの継続した家庭訪問 支援

NPOが主体となり、産前、産 後期、子育て期の継続した家庭 訪問支援のためのボランティア の養成、訪問支援の試行等を行 う。

【高知県】

■結婚から育児までのワンストップの相談窓口の開設

結婚から育児までに関する幅広い相談を受け付け、ワンストップで情報を提供する相談窓口を開設し、既設の窓口で行われている情報の一元的な提供や相談者の状況に応じて、最適な専門窓口へとつなぐ。

【徳島県】

■企業との連携による結婚支援 の取組

企業・団体、在京、在阪の県人会、地域のNPO、農協、漁協等のネットワークを構築し、従業員や会員等に対する、地域の実情に応じた未婚男女へのマッチング支援、情報提供、相談対応等を行う。

【三重県】

■マタニティハラスメント・ パタニティハラスメントのな い職場づくり

就業継続を希望する女性が、妊娠・出産により離職を余儀なくされることを避けるため、企業にマタニティ・ハラスメントの防止と支援制度の整備、制度を利用できる職場風土の醸成を促す。併せて、パタニティハラスメントについて企業経営者に登発する。

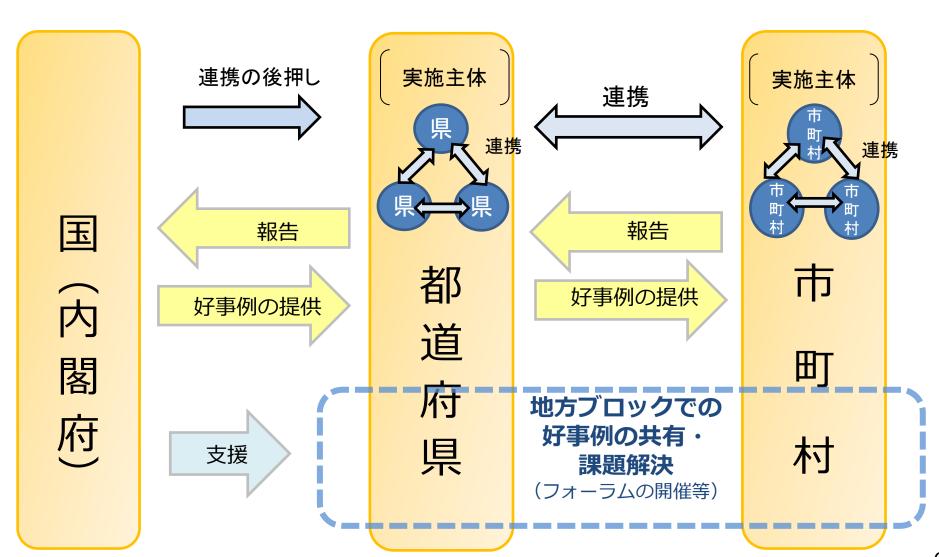
【広島県】

■企業経営者が主体となった男性 の育児参加

イクメン企業同盟(イクメンを応援する企業経営者の同盟)が主体的に職場の働き方改革を目指す行動を起こすとともに、他の企業経営者にも呼びかけ、輪を広げることで、社会全体に対しても男性の意識改革、行動変容を促す。

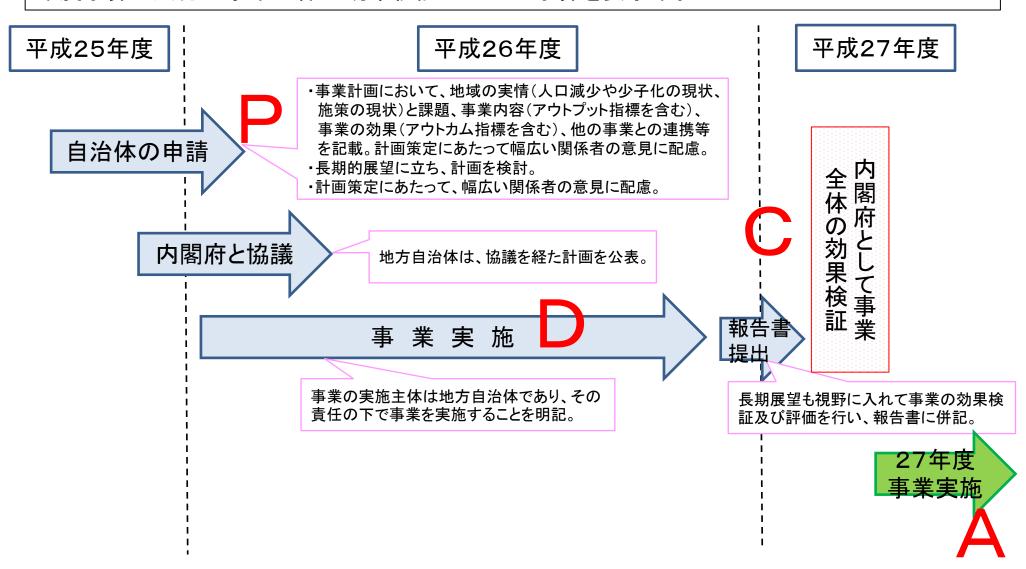
地域少子化対策強化交付金

<国・都道府県・市町村の連携について>



地域少子化対策強化交付金の効果検証とPDCA

事業実施要領において、各事業の事前評価・事後評価の仕組みを組み込むとともに、平成27年度予算で交付金事業全体の効果検証のための予算を要求中。



子ども・子育て支援新制度のポイント

- <u>自公民3党合意</u>を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立(平成24年8月)。幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。
- 〇 <u>消費税10%の引き上げにより確保する0.7兆円程度</u>を含め、1兆円超の追加の恒久財源を確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の<u>質・量の拡充</u>を図る。
 - 量・・・待機児童の解消、放課後児童クラブの拡充 など 質・・・職員給与、職員配置の改善 など
- 〇 新制度は<u>平成27年4月の本格施行</u>を予定。<u>市町村が、地方版子ども・子育て会議の</u> 意見を聴きながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、実施。

子ども・子育て支援新制度の概要

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など 共通の財政支援

地域の実情に応じた 子育て支援

地域子ども・子育て支援事業

- •利用者支援事業(新規)
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- •乳児家庭全戸訪問事業
- •養育訪問支援事業等
- 子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター 事業
- •延長保育事業
- •病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- •妊婦健診
- · 実費徴収補足給付事業(新規)
- 多様な主体参入促進事業 (新規)

施設型給付

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3~5歳 保育所 0~5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子ども・子育て本部を中心とした体制(イメージ)

内閣府子ども・子育て本部

内閣府特命担当大臣 【必置、子ども・子育て本部長】

【主な業務】

- ○子ども・子育て支援のための基本的な政策・少子化の進展への対処に係る企 画立案 総合調整
 - 少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進

等

- 〇子ども・子育て支援法に基づく事務
 - •子ども・子育て支援給付(認定こども園、保育所、幼稚園への共通の施設型 給付、地域型保育給付、児童手当)
 - ・地域子ども・子育て支援事業に係る交付金

- ○認定こども園法に基づく事務(共管)
 - ・認定こども園制度に係る一元的窓口
 - ・幼保連携型認定こども園への指導・監督

等

総合調整

児童福祉法体系との連携

厚生労働省

【主な業務】

総合調整

- ○児童福祉法に基づく事務
 - ・保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事 業に係る基準、指導監督
 - ・保育士に関する事項

○認定こども園法に基づく事務(共管)

等

学校教育法体系との連携

【主な業務】

文部科学省

- ○学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく事務
 - 幼稚園に係る基準、指導監督
 - ・幼稚園教諭に関する事項
 - ・私学助成に係る事務(新制度に移行しない私立 幼稚園に対する補助等)

○認定こども園法に基づく事務(共管)

等

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」項目(案)

消費税の引き上げにより確保する0.7兆円の範囲で実施する事項と0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に 1兆円超の範囲で実施する事項の案。

	量的拡充	質の改善 ※2
所要額	O. 4兆円程度 ※1	0.3兆円程度~0.6兆円超程度
主な内容	●認定こども園、幼稚園、保育所、 地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	 ◎3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) △1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1) △4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1) ○私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員 給与の改善(3%~5%) ◎小規模保育の体制強化 ◎減価償却費、賃借料等への対応
	●地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、 放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実○一時預かり事業の充実○利用者支援事業の推進 など
	●社会的養護の量的拡充	◎児童養護施設等の職員配置基準の改善○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進○民間児童養護施設の職員給与等の改善など
		量的拡充・質の改善 合計 0.7兆円程度~1兆円超程度

^{※1 「}量的拡充」のための所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げ により計算されるもの。現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。

^{※2 「}質の改善」の事項のうち、◎は0.7兆円の範囲ですべて実施する事項。○は一部を実施する事項、△はその他の事項

〇 平成27・28年度において、「消費税率引き上げによる増収額」及びそのうち「子ども・子育て支援の充実」に充てる額は、各年度の予算編成過程 を経て決定。 11

子ども・子育て支援新制度の財源確保について

〇 「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪。待機児童解消加速化プラン等の実現のためには、保育士等の処遇改善、研修の充実等のこれを支える「質の改善」が必要であり、十分な財源を確保して、制度を円滑かつ安定的に施行することが必要。

- 1. 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)(抄) (平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一
 - 二. 社会保障改革関連5法案について
 - (1)子育て関連の3法案の修正等⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

- 〇 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の 充実を図るため、安定財源の確保に努める。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。
- 2. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)抜粋 附則

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

3. 子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議 (平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、 1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより 確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道 筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保 に最大限努力するものとすること。

- 4. 少子化危機突破のための緊急対策 (平成25年6月7日 少子化社会対策会議決定) (抜粋)
 - 5 制度・財政面での対応 (1)子ども・子育て支援新制度等の財源確保 ○ 「子ども・子育て支援新制度」の平成27 年4 月

(予定)における円滑な施行を図るため、<u>幼児教育・保育・子育で支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源(0.7 兆円)を含め</u>1兆円超程度の確保に努める。

5. 社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)(抜粋)

今後図っていく必要がある。

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを (1)取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保 (略)子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進 が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子 ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみなら ず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる 財源(0.7 兆円)では足りず、附帯決議された0.3 兆円超の確保を

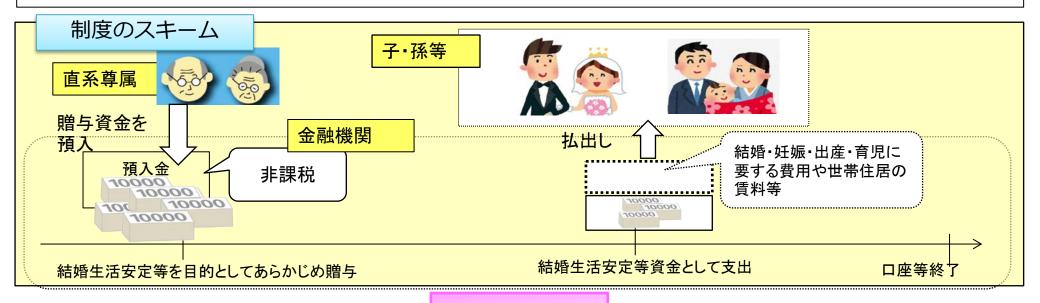
- 6. 経済財政運営と改革の基本方針2014 ~デフレから好循環拡大へ~ (平成26年6月24日) (抜粋)
 - 1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮 (4) 少子化対策 (略) 新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。 12

結婚・子育て資金信託贈与税制(仮称)の創設

(平成27年度税制改正要望中(金融庁と共同要望)) (全国知事会等からも強い要望)

制度の概要

○直系尊属(贈与者)が、子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に、結婚生活安定等資金(仮称) を拠出する際、この資金について、子・孫等ごとに一定額を非課税とする。



期待される効果

○経済的基盤の弱い若者たちに経済的支援を行い、「結婚」「妊娠」「出産」「育児」の障害の一つである「経済的要因」を取り除くことにより、少子化対策に資する。

<※1年以内に結婚するとしたら障害になることとして、4割近くが結婚資金と回答(出生動向基本調査)>

- ○人生の門出にあたる結婚、出産時等には、**必要な出費が増えるとともに、消費意欲も高まる**ことから、 支援を行うことにより、消費拡大を期待することができる。
- ○高齢者層が有する個人金融資産の世代間移転を促し、より消費性向の高い若年層に移転することよって、**消費の拡大を通じた経済の活性化**が期待される。

地方創生における地方分権改革の位置付けと取組の状況

地方創生の基盤となる地方分権改革

- 地方分権改革は、地方の自主性・自立性を向上させることにより、地方が創意工夫を活かし、 地域の特性に即した課題の解決を図ることができる枠組みづくりを行うもの。
 - ⇒ この国の形を変える地方創生の中核をなす重要な改革の一つ

地方分権改革の提案募集方式における地方創生に向けた取組

- 本年から、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案(権限移譲、規制緩和(義務付け・ 枠付けの見直し))を募る「提案募集方式」を導入。
 - <126団体953件の提案あり>
- 地方からの改革提案のうち、「地方創生と人口減少の克服に関連するもの」等を重点事項とし、 地方分権改革有識者会議の下の提案募集検討専門部会で、本年8月以降集中的に議論。 <これまで、地方からのヒアリングを22時間程度、各府省からのヒアリングを35時間程度実施>
- 〇 各府省の縦割りを排し、地方の個性を尊重し、やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、今後各府省との調整をさらに強力に進め、10月下旬に中間とりまとめを行うともに、年末に対応方針について閣議決定を行い、法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出する予定。

安倍晋三内閣総理大臣 答弁(抜粋)

平成26年9月30日 衆議院本会議

地方分権改革についてお尋ねがありました。

元気で豊かな地方を創生していくためには、地方の自主性を高める地方分権改革の推進が不可欠です。地方からいただいた提案については、現在、有識者会議の議論も踏まえ、更に検討を深めているところであり、<u>提案の最大限の実現に向けて取り組んでまいります</u>。

平成26年10月1日 衆議院本会議

地方分権についてお尋ねがありました。

豊かで明るい元気な地方の創生は、安倍内閣の最重要課題です。地域自らの発想と 創意工夫により、人口減少や超高齢化といった課題に立ち向かい、個性と魅力あふれる 地方を創っていくためには、地方の自主性・自立性を更に高めていくことが不可欠であり ます。

安倍内閣では、地方の発意を重視しながら、<u>国から地方への権限・財源等の移譲を促進するなど、地方分権改革を力強く着実に進めてまいります。</u>

9月18日 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議 石破茂大臣 冒頭挨拶(抜粋)

東京一極集中に歯止めをかける、人口減少を克服する、そのような課題に、地域の特性に応じた解決法を見い出していかねばならないと考えております。そのためには、<u>地方分権改革を地方創生と共に推進することは不可欠</u>であります

提案募集方式を採っておりまして、地方公共団体の熱心な取組により、1,000件近くに上る提案を 頂戴いたしております。年末のとりまとめまでに、もう9月も半ばを過ぎておりまして、時間は限 られておるわけでございますが、それらの改革の提案を政府として真っ正面から受け止めてまいり ます。縦割りは廃すと、調整を強力に進めるということでありますが、これがまさしく私であり、 平さんであり、縦割りではないということをきちんと示さなければなりません。そして、調整とい うのも、それは各省庁いろんなことを言うわけでありますが、これを強力に進めるというのが私共 のミッションだというふうに考えております。

今回の地方創生というのは、ある意味、国の形を変えるものでありまして、分権というの はその中核をなすものの一つであると考えております。 私にしても平さんにいたしましても、 またそのほかの政務にいたしましても、とにかく分権とは何であり、地域がどう変わり、国 がどう変わるのかということを、一人一人の国民の皆様方に実感をしていただくということ が肝要であると考えております。

平成26年の地方分権改革に関する提案募集方式に係るスケジュール

- 4月30日 地方分権改革推進本部 (本部長:安倍内閣総理大臣) 「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を決定
- 5月20日~7月15日 提案募集受付 126団体953件の提案
- 6月27日 地方分権改革推進本部 各府省への事前の協力依頼
- 7月25日 各府省への検討要請(8月20日締切)→ 「対応不可」の回答が8割弱
- 8月19日~9月19日 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会 提案団体、各府省、地方三団体からのヒアリング (10回開催 合計約57時間)
- 9月26日 各府省への再検討要請(10月10日締切)
- 10月中旬以降 地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会 各府省からのヒアリング、対応方針に関する中間取りまとめの検討など
- 10月下旬 地方分権改革有識者会議 中間取りまとめ
- 12月上旬 地方分権改革有識者会議 対応方針案の了解
- 12月中旬 地方分権改革推進本部・閣議 対応方針の決定
- 次期通常国会 法律改正により措置すべき事項については、所要の一括法案を提出

平成26年の提案募集方式における地方からの提案状況

団体数∙件数		
提案団体数	126	
提案件数	953	

提案区分	件数
権限移譲	366
ア 国から地方	285
イ 都道府県から市町村	81
地方に対する規制緩和	525
補助要綱等に係る見直し	103
権限移譲又は規制緩和に関連する見直し	2
対象外	60
計	953

分野	件数
土地利用(農地除く)	95
農地·農業	147
医療•福祉	202
雇用•労働	43
教育·文化	46
環境•衛生	80
産業振興	109
消防·防災·安全	20
土木·建築	88
運輸·交通	40
その他	83
計	953

担当府省	件数
内閣官房	9
内閣府	50
総務省	60
法務省	13
外務省	1
財務省	13
文部科学省	58
厚生労働省	294
農林水産省	204
経済産業省	125
国土交通省	211
環境省	57
防衛省	4
計	953

※複数省庁にまたがる提案があるため、合計が必ずしも一致しない。

提案主体区分	団体数	件数
都道府県	47	650
市区町村	67	196
一部事務組合等	2	13
全国的連合組織	3	10
地方公共団体を構成員とする組織	7	84
計	126	953

提案募集検討専門部会で取り上げる重点事項の考え方

提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項	事務局中心に検討・整理を行う事項
A 一① 76 件(40 項目)	A - ② 292 件(220 項目)
これまでに議論されていなかった事項であって、特に重要なもの ※	これまでに議論されていなかった事項であって、A 一①以外のもの
B-① 76件 (18項目)	B-② 26件(23項目)
これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの ※	これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、B-①以外のもの
※特に重要なものについての基本的な考え方 〇土地利用分野など「地方分権改革の総括と展望」で「重要な政策分野に関する改革」として位置づけられているもの 〇「地方の創生と人口減少の克服」に関連するもの 〇多数の団体から提案されているもの 等	C 344件(176項目) A・B以外のもの(これまでに議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項)

- 注1 上表以外に、農地・農村部会で議論する事項が 79件(11項目)ある。
- 注2 A-2、B-2、Cの中でも、検討の経過によって、提案募集検討専門部会で取り上げる事項とすることがある。

提案募集方式の重点事項における地方創生に向けた提案例

地方創生項目	提案主体	提案事項	概要
企業等の地方 移転・地方採 用・地方大学 の活性化等施 策	神奈川県、 愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、 鳥取県、徳島県、 中国地方知事会、 九州地方知事会	産業集積の形成又は産業集積の 活性化に関する基本的な計画に 係る国の同意協議の見直し (企業立地促進法)	地方が主体的に迅速な企業誘致を行うことができるようにするため、産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協議を見直す。
	広島県、聖籠町、 中国地方知事会	緑地面積率等に係る地域準則に ついての条例制定権限の希望す る町村への移譲(工場立地法)	町村が地域の実情に応じて環境保全を図りつつ企業誘致を行うことができるようにするため、第2次分権一括法により市まで移譲されている、緑地面積率等に係る地域準則についての条例制定権限を希望する町村へ移譲する。 <手挙げ方式による移譲>
	愛媛県	工場立地法の緑地面積に係る規制緩和(工場立地法)	地域の実情に応じて、工場の生産施設の拡張等を 弾力的に行うことができるようにするため、工場 立地法に基づく緑地面積に係る変更届出の適用除 外の対象を拡大する。

地域産業基盤 強化施策(農 業、観光、医 療、製造業等 分野別)	地方六団体	【農地制度のあり方の見直し】 農地の総量確保の仕組みの充実 とともに、農地転用許可に係る 2ha超4ha以下の大臣協議の廃 止及び4ha超の大臣許可も含め た市町村への権限移譲 (農地法、農振法等)	人口減少社会を迎え、都市の集約化等が進むことが見込まれることから、地方が主体となって、必要な農地を維持しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進することが必要。 そのため、国と地方(都道府県・市町村)が責任を共有し、実効性ある農地の総量確保の仕組みを構築(マクロ管理の充実)するとともに、個別の農地転用許可等(ミクロ管理)については、まちづくりを担う市町村に権限移譲する。
	鳥取県、徳島県	地域限定通訳案内士の育成・確保に係る事務の都道府県への移譲 (外国人観光旅客の観光の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律)	
	佐賀県	CIQ業務権限の都道府県への 移譲 (出入国管理及び難民認定法 等)	地方に国際ビジネスジェット機を誘致し、対外的な知名度の向上、国際会議の誘致等による外客誘致の拡大を図るため、地方管理空港において国際ビジネスジェット機を受け入れる際に必要となるCIQ業務を、国から希望する都道府県に移譲する。 <手挙げ方式による移譲>

岐	支阜県	電気自動車の充電インフラ整備 に係る道路占用許可基準の緩和 (道路法)	観光客の誘致等による地域振興の観点から、地域の道の駅への自動車用急速充電器の積極的な導入促進を図るため、道路占用許可の基準(無余地性の原則※)を緩和する。
			(※)道路管理者は、道路の敷地外に余地がないためにやむをえない場合等に限り、道路占用許可を与えることができる(道路法第33条)。
大德	J梨県、京都府、 、阪府、兵庫県、 恵島県、 L州地方知事会	市町村策定の創業支援事業計画 認定権限の都道府県への移譲 (産業競争力強化法)	地方における効果的な創業促進を可能とするため、市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を都道府県へ移譲し、都道府県と市町村のネットワークを活かしつつ、これまで都道府県が行ってきた創業支援策との一体的な実施を図る。
愛兵広	等玉県、神奈川県、 愛知県、京都府、 美庫県、鳥取県、 芸島県、徳島県、 国地方知事会	地域産業資源活用事業計画の認 定権限等の都道府県への移譲 (中小企業地域産業資源活用促 進法)	都道府県が地域資源の活用に主体的に関与することで地域経済活性化を図るため、中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及び その支援措置に係る財源を都道府県に移譲する。
	₱奈川県、 ι州地方知事会	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲 (電気事業者再生可能エネルギー電気調達特別措置法)	地域における効果的な再生可能エネルギーの普及 促進を可能とするため、再生可能エネルギー発電 の認定権限等を国から都道府県へ移譲する。

	埼玉県	都市公園における太陽光発電施 設の設置基準の緩和 (都市公園法)	地域における再生可能エネルギーの利活用を促進 するため、都市公園の駐車場の上部空間を活用し て太陽光発電施設を設置できるよう規制緩和を行 う。
地域の少子化施策	埼神京大和鳥徳鹿長安中九 玉奈都阪歌取島児岡城国州 県川府府山県県島市市地地 東、庫、、広、、場、、大 東、原、、島島市市地方 東、東、、島島市市地方 東、東、、 東、、、 東、、、、、、、、、、、 東、、、、、、、、、、、、	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し(児童福祉法) ・従うべき基準・・・必ず適合しなければならない基準(異なる内容を定めることは許されない。) ・標準・・・通常よるべき基準(合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容される。) ・参酌基準・・・・十分参照しなければならない基準(結果として、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることは許容される。)	地域の実情に応じた子育で環境を整備し、待機児童の解消等を図るため、保育所等の児童福祉施設に係る人員配置、居室面積等の「従うべき基準」を「参酌基準」とするなど、地方の裁量の余地を広げる見直しを行う。 (参考)待機児童の多い大都市部の地域について、保育所の居室面積の基準を「標準」とする特例措置は、本年度末まで

	京都府、大阪府、 鳥取県、徳島県、 相模原市、 神戸市、 中国地方知事会	放課後児童クラブの補助条件の 見直し (放課後児童健全育成事業費等 補助金交付要綱)	放課後児童クラブの受け皿を確保し、地域における子育て環境を整備するため、現在、補助対象とされていない、利用者数が9人以下の小規模な放課後児童クラブについても、山間部で少子化が進んでいる地域の実情等を踏まえ補助対象とするなど、補助条件を見直す。
	埼玉県	認可外保育施設に係る市町村へ の権限移譲(児童福祉法)	住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた子育て環境を確保できるようにするため、現在中核市まで移譲されている認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等の権限を都道府県から市町村に移譲する。
	滋賀県	保育士修学資金の貸付対象者の 住所要件撤廃 (保育士修学資金貸付制度実施 要綱)	保育士の確保により地域の子育て環境を充実する ため、保育士修学資金貸付事業の貸付け対象とし て、県内居住者又は県内学生のほかに、県内保育 所への就労を希望する県外在住の県外学生を加え る。
地域生活基盤 施策(中域、地域、地域点都市 地域点都市町中 と では、地方ので では、またので を またので では、またので では、またので では、またので では、またので では、またので では、またので では、またので では、またので では、またので では、またので では、またので では、またので と、またので では、またので で で を では、またので と で を で と で を で を と で を と で と で と で と	磐田市、 東広島市、 中津市	開発行為の許可権限の希望する市への移譲(都市計画法)	開発許可における地方の自由度を拡大し、地域の 実情に応じた独自のまちづくりを行うことができ るようにするため、現在、特例市まで移譲されて いる開発行為の許可権限を希望する市へ移譲する とともに、市において開発審査会を設置すること ができるようにする。

<手挙げ方式による移譲>

大都市圏等)

川崎市	開発許可の技術的細目に係る条	開発許可における地方の自由度を拡大し、地域の
	例の自由度の拡大	実情に応じた独自のまちづくりを行うことができ
	(都市計画法)	るようにするため、全国一律的な基準となっている開発行為に伴う公園の設置義務等、開発許可基準の技術的細目について条例に委任する。
酒々井町、 全国町村会	町村の都市計画に係る都道府県 同意の廃止(都市計画法)	町村が自らの判断で、地域の実情に応じたまちづくりを行うことができるようにするため、町村の都市計画決定に必要な都道府県の同意(市は協議)を廃止し、協議のみとする(市と同様の制度とする。)。
芦別市、北上市	都市公園の廃止に係る規定の弾力化(都市公園法)	人口減少による都市の集約化等地方の実情を踏ま えた独自のまちづくりを行うことができるように するため、市町村の裁量により都市公園の柔軟な 廃止が可能となるよう弾力化を図る。
青森県、群馬県、 兵庫県、奈良県、 和歌山県、宮城県、 広島県 等	保安林の指定、解除権限の都道 府県への移譲 都道府県による保安林の解除に 係る国の同意協議の廃止 (森林法)	都道府県が地域の実情に応じて、自ら土地利用を 決定することができるようにするため、国が行う 保安林の指定、解除に係る権限について、都道府 県へ移譲するとともに、都道府県が行う保安林の 解除に係る国への同意協議を廃止する。
愛知県、福島県	都道府県の地域森林計画に係る 国の同意協議の廃止(森林法)	都道府県が自らの判断で、地域の実情に応じた森 林管理を行うことができるようにするため、都道 府県が定める地域森林計画に係る国への同意協議 を廃止する。

福井県、長野県、 京都府、兵庫県、 佐賀県、長崎県、 大分県 熊本県、 九州地方知事会	医療用麻薬に係る小売業者間の 譲渡に係る許可権限等の都道府 県への移譲及び規制緩和 (麻薬及び向精神薬取締法) 社会医療法人の認定要件の緩和 (医療法)	地域において、医療用麻薬を活用したがん患者等に対する在宅緩和ケアを充実するため、小売業者間の医療用麻薬の譲渡に係る許可権限を都道府県へ移譲するとともに、譲渡許可の条件を弾力化するなどの規制緩和を行う。 公益性の高い社会医療法人を確保し、へき地医療や救急医療など公的性格の強い地域医療の提供を充実するため、社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とするなどの規制緩和を行う。
大阪府、 和歌山市、 松山市、大分市、 中核市市長会、 全国特例市市長会 特別区長会	県費負担教職員の人事権等の中 核市等への移譲 (地方教育行政の組織及び運営 に関する法律等)	地域の実情に応じた特色ある教育を担う教職員を確保するため、県費負担教職員の人事権等を中核市、特例市、特別区、一般市へ移譲する。 (参考)指定都市については、第4次分権-括法により移譲(平成29年4月より(予定))
新潟市、京都市	指定都市立特別支援学校等の設 置に係る都道府県認可の廃止 (学校教育法)	特別支援学校の在籍児童生徒が増加傾向にある中、地域のニーズに応じて迅速かつ的確に特別支援学校を設置できるよう、指定都市立の特別支援学校の設置に係る都道府県教育委員会の認可を廃

		止する。 (参考)指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次分権一括法により廃止(平成27年4月より)
京都府、大阪兵庫県、徳島豊田市、松山		子育て世代の居住確保等地域の実情に応じた公営 住宅の運営を図る観点から、公営住宅の明渡しを 請求することができる入居者の高額収入の基準を 条例に委任するとともに、公営住宅の目的外使用 の対象となる社会福祉事業について、小規模多機 能型居宅介護事業等を追加する(現在はグループ ホーム事業等に限定)。
高操用	公営住宅建替事業の施行要件 <i>の</i>	(参考)第1次分権一括法により、公営住宅の入居収入基準を条例に委任済み 人口減少による都市の集約化等に伴い、地域の実
愛媛県	緩和(公営住宅法)	情に応じた公営住宅の集約化等を推進するため、 公営住宅建替事業において必要とされる現地建替 要件や戸数要件(従前戸数以上)等を廃止する。
福島県、愛知大阪府、和歌山県、鳥取県、広島	から都道府県への移譲(水道法)	人口減少等による水需要の減少を踏まえ、水頂事

中国地方知事会		量が2万5千立方メートルを超えるもの)の認可・指導監督権限を国から都道府県へ移譲する。
		(参考) 道州制特区制度により、北海道については、給水 人口 250 万人以下の水道事業及び最大給水量が 125 万立 方メートル以下の水道用水供給事業の認可・指導監督権 限を道に移譲済み
東京都	消費者安全法の勧告・命令権限 の都道府県への移譲 (消費者安全法)	地域において住民の財産被害拡大防止のための迅速かつ柔軟な対応を可能とするため、消費者安全 法に基づく勧告・命令の並行権限を希望する都道 府県に付与する。また、都道府県が実施できる報 告徴収対象区域を拡大する。
		<手挙げ方式による移譲>

参考資料

義務付け・枠付けの見直しと「従うべき基準」

国の法令が地方自治体の自治事務を縛っている「義務付け・枠付け」について、条例制定権の拡大の観点から見直す必要。

「自治事務でもあり、自らの判断で〇〇〇したいが、実は□□法(政省令)により判断基準が規定(義務付け・枠付け)されており、できない。」

地方分権改革推進委員会 第2次勧告(H20.12)、第3次勧告(H21.10)

施設等の設置管理に関する基準に関する 義務付け・枠付けについて、廃止または条 例に委任すべき

参酌すべき基準	標準	従うべき基準
十分参照しなければならない 基準(結果として、地域の実 情に応じ、異なる内容を定め ることは許容される)	通常よるべき基準(合理的な 理由がある範囲内で、地域 の実情に応じ、異なる内容を 定めることは許容される)	必ず適合しなければならない 基準(異なる内容を定めるこ とは許されない)

「真に必要な場合に限定されるべき」と勧告

第1次・第2次・第3次一括法等による、義務付け・枠付けの見直し 施設・公物置管理に関する基準について、国が決めていた基準に代えて、地方自治体の条例で基準を規定できるように

(例)保育所における「従うべき基準」

ただし

- ①人員配置基準
- 乳児3人あたり保育士1人を配置 等
- ② 居室面積基準
 - 乳児1人あたり1.65㎡以上を確保 等
- ③ 人権に直結する運営基準 食事の提供は自園調理を義務付け 等

厚生労働省の考え方

子どもの健康や安全、発達の保障に直接 影響を与える事項については、国が「従うべき基準」として最低限の基準を定める

地方における支障事例

地域の実情やニーズ等を反映することが困難 (例)

保育士不足で必要な職員確保が困難 地価が高く用地確保が困難 給食センターからの食事提供ができない

第1次一括法・附則第46条(見直し規定)

政府は、施行の状況等を勘案し、児童福祉法等に規定する基準等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

全国知事会「地方分権改革の推進について(平成26年7月16日)」

「従うべき基準」については、速やかに廃止し、又は参酌すべき基準化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従って義務付け・枠付けについて見直しを行い、勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を図ること。

放課後児童クラブについて

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、 放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る

(平成9年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第6条の3第2項〉)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行予定)

【現状】(クラブ数及び児童数は平成25年5月現在)

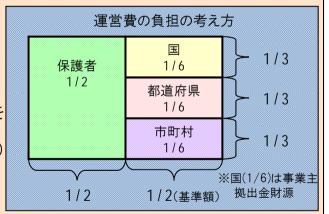
- ○クラブ数 21,482か所 (参考:全国の小学校20,836校)
- ○登録児童数 889, 205人(全国の小学校1~3年生約325万人の24%程度=約4人に1人)
- ○利用できなかった児童数(待機児童数) 8,689人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1.612か所]
 - ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)
 - ⇒平成26年度末までに111万人(小学校1~3 年生の32%=3人に1人)の受入児童数をめざす

【事業に対する国の助成】

- ○平成26年度予算 332.2億円
 - ※児童育成事業費(特別会計)による補助
- ○運営費 か所数の増(27,029か所→27,750か所)
 - ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
 - ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を 含む年間250日以上開設するクラブに補助。
 - ·例:児童数が40人の場合、1クラブ当たり基準額:342.7万円(総事業費685.4万円)
 - ・学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合 (基準額:100万円)も助成。
- ○整備費
 - ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,355.6万円)のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。
- ※運営費は、国·都道府県·市町村が3分の1ずつ負担。整備費(創設、改築等)は、国·都道府県·設置者が3分の1ずつ負担。 整備費(改修·備品購入)は、国·都道府県·市町村が3分の1ずつ負担。

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算に計上:51億円)

放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。



認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲

移譲事務	認可外保育施設の設置届出の受理、報告徴収、立入検査、改善勧告等		
本県の 移譲状況	法令移譲の指定都市・中核市以外の全61市町村 に特例条例により権限移譲済(平成23年度に移譲完了)		
効果等	 ○保育の実施主体である市町村が処理することで、事業者に対する指導監督や保護者への事業者情報の提供など、迅速で的確な対応ができている。 ○移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって支障は生じていない。 ※県では、市町村に「埼玉県認可外保育施設指導監督要領」、「認可外保育施設立入調査マニュアル」を提供するなど、市町村の事務処理を支援している。 ○子ども・子育て支援新制度への円滑な移行新制度(平成27年4月施行予定)では、認可外保育施設を新たに創設される「地域型保育事業(市町村認可)」などへ移行させることにより、保育提供体制を充実させることとしている。認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲により、新制度への移行が円滑に行われる。 		
	【現行制度】 認可外保育施設 ・事業所内保育施設 ・ベビーホテル ・その他の認可外保育施設 でその他の認可外保育施設 をである。 では、この他の認可外保育施設 では、この他の認可外保育施設 では、この他の認可外保育施設 では、この他の認可外保育を対して、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では		

現行法では都道府県の権限となっているが、 事務の内容や権限移譲の状況を踏まえ、都道府県と市町村の法律上の役割分担を見直すべき

埼玉県

平成26年8月19日